

2016年12月26日

報道関係各位

一般社団法人衛星放送協会  
スカパーJSAT株式会社

### 新潟県糸魚川市における大規模火災の被害を受けられた方々への 12月の視聴料等の免除について

新潟県糸魚川市における大規模火災により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる80社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、新潟県糸魚川市における大規模火災により、12月22日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、12月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

#### 記

1. 免除対象地域

【新潟県】

糸魚川市（いといがわし）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上

---

\*報道関係からのお問い合わせ先：

スカパーJSAT株式会社 広報・IR部

TEL：03-5571-7600

FAX：03-5571-1760

E-mail:pr@sptvjsat.com